

入札説明書

簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札の公告（平成28年7月8日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品（以下「購入物品」という。）

ア 名称及び数量 簡易型電子線量計システム 一式

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限

平成29年3月17日

(3) 納入場所 仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9098（担当 澁谷）

FAX 017-734-8016

4 技術的事項に関する問い合わせ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県危機管理局原子力安全対策課企画防災グループ

TEL 017-734-9252（担当 五十嵐）

FAX 017-734-8071

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年8月19日 15時30分

(2) 場 所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎 南棟4階会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者で

あること。

- (2) 平成26年6月27日青森県告示第527号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成27年1月30日青森県告示第58号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成28年2月10日青森県告示第88号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

（ア） 購入物品と同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ） 購入物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

（ア） 購入物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

(イ) 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は2日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 購入物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 購入物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作(主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。)の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に關係書類を添えて、平成28年7月29日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、上記(1)において記載したとおり、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならないこととしているが、この説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9098（担当 澁谷）

FAX 017-734-8016

9 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された8の(1)オ及びカの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成28年8月19日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成28年8月18日午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定

める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札
- 2 申請書の提出期限 平成28年7月29日
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
 - (2) 納入実績証明書 2部
 - (3) メーカー及び工場に関する調書 2部
 - (4) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
 - (5) 製作仕様書 2部
 - (6) 工程表 2部

(別紙様式2)

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年7月8日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 入札件名 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札

2 入札日時 平成28年8月19日 15時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

メーカー及び工場に関する調書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年7月8日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成28年8月19日 15時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー	商号又は名称	
	住所又は所在地	
	代表者氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
	総従業員数	
	昨年度総売上額	
最寄りの営業所等	名称	
	住所又は所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	
工場	名称	
	住所又は所在地	
	責任者氏名	
	電話番号	
過去5年間の実績	延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)

(別紙様式4)

サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成28年7月8日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成28年8月19日 15時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

(注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあつては2日を、一般部品にあつては5日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別業により記載する。

2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別業により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別業により記載する。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

入 札 書

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札件名 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札

(内 訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	簡易型電子線量計システム	仕様書のとおり	一式		○○○
	合 計				○○○

備考 落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 簡易型電子線量計システムの購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 平成28年8月19日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟4階会計管理課入札室

物品売買契約書(案)

住所

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）
契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、
発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- （1） 名 称 簡易型電子線量計システム
- （2） 形式・規格 仕様書のとおり
- （3） 数 量 一式
- （4） 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- （1） 納入期限 平成29年3月17日
- （2） 納入場所 仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.8パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三 村 申 吾

印

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額 150 万円以下の随意契約による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 6 号該当）
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 1 号該当）
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 3 実績免除（財務規則第 159 条第 1 項第 2 号該当）
第 2 条(A)、第 10 条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第 159 条第 1 項本文該当）
第 2 条(B)、第 10 条(B)

簡易型電子線量計システム

仕様書

青 森 県

仕様書確認



目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 契約の範囲	1
3 整備機器	1
4 納入場所	1
5 適用法令等	1
6 提出書類	1
7 仕様書に関する疑義の取扱い	2
8 承認仕様書	2
9 関係官庁等への書類提出手続き	2
10 契約の履行	2
11 検査等	2
12 保証	3
13 技術指導等	3
14 費用弁償等	3
15 納入期限	3
16 秘密の保持	3
第2章 一般指定事項	
1 構造の条件	4
2 温度・湿度の条件	4
3 電氣的条件	4
4 塗装	4
5 標示	4
第3章 機器仕様	
1 概要	5
2 機器構成	5
3 機器仕様	5

第1章 総則

1 目的

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故以降、原子力災害対策指針が見直され、原子力施設から概ね30kmの範囲について緊急防護措置を準備する地域(以下、「UPZ」という。)が設定され、防護措置の判断基準(以下、「OIL」という。)に基づき避難や屋内退避等の判断が行われることとなった。

OILによる判断は、実測データに基づいて行われるため、防護措置の実施に係る指示が発出される単位となる地域ごとに空間放射線量率を測定することが求められている。

本仕様書は、緊急時における防護措置実施の判断のため、UPZ圏内の空間放射線量率を連続測定することを目的として整備する、簡易型電子線量計の仕様を定めるものである。

2 契約の範囲

本事業の契約範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 本設備の設計・製作
- (2) 本設備の納入
- (3) 本設備の据付及び配線作業(簡易型電子線量計については設置作業等含む)
- (4) 本設備の調整、試験、検査
- (5) 本設備の操作、運用に係る教育訓練及び技術指導
- (6) 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続調整、通信試験
- (7) 申請書類等の手続き

3 整備機器(詳細は第3章 機器仕様 2 機器構成のとおり)

- (1) 簡易型電子線量計 20台
- (2) データ収集サーバー 2台

4 納入場所

別紙のとおり。

5 適用法令等

本契約に関わる設計、製造、調整、検査等に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等の規定及び規格等によるものとする。

(1) 法令等

ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)、電波法(昭和25年法律第131号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

イ 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)

ウ その他関係法令等

(2) 規格及び基準

ア 日本工業規格(JIS)

イ 日本電機工業会標準規格(JEM)

ウ 日本電気規格調査会標準規格(JEC)

エ 日本電子機械工業会標準規格(EIAJ)

オ 電気電子技術者協会(IEEE)

カ 国際標準化機構規格(ISO)

キ その他の関係規格、基準及び指針等

6 提出書類

受注者は下記の書類を提出するものとする。書類の大きさは、A4判又はA3判とする。書類は日本語で記載されたものとする。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 承認仕様書（作成後速やかに） | 2部 |
| (2) 作業工程表（契約締結後7日以内及び変更があった場合は速やかに） | 2部 |
| (3) 工場検査成績書（検査後7日以内） | 2部 |
| (4) 青森県（以下「県」という。）との打合せ議事録（打合せ後7日以内） | 2部 |
| (5) 完成届（完成後速やかに） | 1部 |
| (6) 現地検査成績書（完成届と併せて） | 2部 |
| (7) 完成図書（完成届と併せて） | 2部 |
| 〔完成仕様書、工場及び現地検査成績書、取扱説明書、施工写真集〕 | |
| (8) 取扱説明書（完成検査時） | 4部 |
| (9) その他県が指定する書類 | 必要部数 |

7 仕様書に関する疑義の取扱い

- (1) この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。
- (2) この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、県に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。
- (3) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、県に提出してその承認を受けるものとする。

8 承認仕様書

受注者は、本設備を製作するに当たって、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成し、提出して県の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるものではないが、この場合にあつては本仕様書の内容と同等以上のものとする。

また、県又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要があるときは、原則として両者協議することとし、受注者はあらかじめ変更承認仕様書を提出して県の承認を受けた上で変更する。

9 関係官庁等への書類提出手続き

関係官庁等に対し許認可、届出等が必要な場合における必要な書類の作成及び手続きの一切は、受注者が県の委任又は承認を受けて行うものとする。これに係る経費は、受注者負担とする。

10 契約の履行

- (1) 受注者は、本設備を搬入するとき、及び納入場所等において放射線源を使用するときは、事前にその手順、日時等について県と協議すること。
- (2) 検収前に発生した本設備に関する事故、故障等については、受注者がその責任を負うものとする。

11 検査等

(1) 工場検査

受注者は、本設備の現地搬入前にあらかじめ工場において作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、工場検査成績書を提出すること。また、県が必要と認めるときは、工場において本設備の検査に立ち会うことができるものとする。

(2) 中間検査

県は、受注者が本設備を据え付ける際、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

(3) 現地検査

受注者は、本設備が完成したときは、速やかに作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、完成届と併せて現地検査成績書を県に提出する。

(3) 完成検査

県は、受注者から完成届の提出を受けたときは、10日以内に受注者立会の下に検査を行い、検査の結果合格と認めるときは、直ちに装置の引き渡しを受けるものとする。

12 保証

保証期間は、引渡しの日から翌年度3月末までとする。

受注者は、製造、設計、調整に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下等については、県の請求に基づき、受注者の負担により速やかに修理又は取替えを行うものとする。その際、故障内容、原因及び処置について、速やかに県に報告書を提出すること。ただし、県の過失又は自然災害に起因する故障については、この限りでない。

13 技術指導等

受注者は、県の職員に対して、本設備の操作及び保守管理に必要な十分な技術指導等を行うこと。

また、簡易型電子線量計を増設した場合、増設した簡易型電子線量計の伝送データをデータ収集サーバーで収集できるようにするため、伝送データのフォーマットや収集方式等必要な情報について明かにすること。

なお、技術指導等の場所、方法、時期等については、県と受注者が協議の上定めるものとする。

14 費用弁償等

次に定める事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

- (1) 地上携帯回線等の開設費用及び引渡までの通信費用
- (2) 引込柱等設置の費用及び引渡までの電気使用料
- (3) 検査、検収、県職員の技術指導等に要する経費（県職員の出張旅費を除く。）
- (4) 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続に際して発生した障害等の復旧に要する費用
- (5) 本事業に関して第三者に与えた損害等の補償に要する費用。なお、第三者に損害を与えたときは、速やかに県に届け出ること。
- (6) 本事業に伴い第三者が有する著作権、特許権及び実用新案等の使用に関する経費
- (7) 本事業により発生した廃棄物の処分に係る経費
- (8) その他必要な経費。

15 納入期限

納期は、平成29年3月17日までとする。

16 秘密の保持

受注者は、事業実施中に知り得た秘密及び県の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。また、他の業務に使用しないこと。守秘義務については、事業終了後においても同様とする。

第2章 一般指定事項

1 構造の条件

本設備を構成する機器は、できる限り軽量、小型化を図り、日常の操作、点検、各部機器との接続等が容易に行えらるとともに、強熱、雪、塩害及び地震に対して堅牢にして長期間の使用に耐えられる構造とし、特に必要と認めるもののほか、次の条件を満たすこと。

- (1) 点検修理及び取替えなどが必要になると予想される部品については、修理・交換が容易であり、人体に危害を及ぼさないよう製作・配置すること。
- (2) 取扱い上特に注意を要する箇所については、その旨を表示すること。
- (3) 内部各ユニットは、保守点検が容易に行えるようにすること。なお、プリント基盤はエポキシ樹脂材等堅固なものを使用すること。
- (4) 必要な部分に塗装を行うなど、耐腐食対策を施すこと。

2 温度・湿度の条件

本設備は、次の条件において安定に動作するようにすること。

- (1) 屋内に設置する機器
周囲温度：+5℃～+35℃
相対湿度：80%以内
- (2) 屋外に設置する機器
周囲温度：-10℃～+40℃
相対湿度：100%RH以下（結露無きこと）

3 電氣的条件

本設備を構成する機器は、次の条件を満たすこと。

- (1) 切換部、回転部、接続部等は、動作良好なものを使用し、繰り返しの動作において電氣的性能を著しく低下させないようにすること。
- (2) 電気回路には、誘雷等の外部からの異常電圧により機器が故障するおそれがないよう、保護回路又は保護装置を設けること。
- (3) 電源電圧が±10%範囲で変化しても安定して動作すること。
- (4) 腐食等により機能障害を生じることなく、長時間安定に動作すること。
- (5) 機器の絶縁抵抗は、半導体、コンデンサー及び分路抵抗を除き、次のとおりとする。
回路電圧：DC250V以下
絶縁抵抗：10MΩ以上（DC500Vメガー使用）
耐圧：DC500V 1分間

4 塗装

防錆塗装・焼付塗装を行う機器及びその塗色については、事前に県と協議すること。

5 標示

各機器には、次の標示を行うこと。

- (1) 銘板を付け、品名、型式、製造年月日、製造番号、製造社名、消費電力等必要事項を明示すること。
- (2) パネル面端子、入出力端子、ユニット盤、接続箇所及び部品には、図面と対照・判別できるよう識別標示を行うこと。

第3章 機器仕様

1 概要

本設備は、原子力災害発生時において OIL の判断に資するモニタリングデータ（空間放射線量率）を連続測定し、記録するとともに、必要なデータを FOMA 通信又はこれと同等の通信方式により送信する。

また、データ受信装置によりデータを受信し、線量率のリアルタイム表示、帳票出力などを行うとともに、線量率等のデータを緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下、「ラミセス」という。）へ出力する。

2 機器構成

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 簡易型電子線量計 | 20 台 |
| ア 簡易型電子線量計本体 | |
| イ データ伝送装置 | |
| ウ 電源部 | |
| エ 引込柱 | |
| オ 外部記憶媒体（1台につき2個） | |
| カ 防水筐体 | |
| キ バッテリーユニット | |
| ク 設置台 | |
| (2) データ収集サーバー | 2 台 |

3 機器仕様

- | | |
|--------------|--|
| (1) 簡易型電子線量計 | |
| ア 簡易型電子線量計本体 | |
| 検出器 | 半導体検出器 |
| 検出対象 | 60keV～1.5MeV の空間 γ (X) 線 |
| 測定範囲 | 0.2 μ Sv/h～10mSv/h（周辺線量当量率） |
| エネルギー特性 | -50%～30%（60～100keV、Cs-137 基準）
±30%（100keV～1.5MeV、Cs-137 基準） |
| 線量率特性 | ±20%（0.2 μ Sv/h～10mSv/h、Cs-137 基準） |
| 方向特性 | ±30%（基準 0° ±60°、Cs-137 基準） |
| 温度特性 | ±20%（使用温度範囲内で+20℃を基準） |
| 湿度特性 | ±20%（40%～90%RH、35℃を基準） |
| 測定周期 | 2 分間隔 |
| イ データ伝送装置 | |
| 伝送方式 | FOMA 回線若しくは同等の地上携帯回線
※設置地点において問題なく通信ができること。
平常時と緊急時の2種類の設定が可能であること。
平常時：2～1,440 分の間で2分刻みで任意設定可能
※伝送間隔の設定はデータ収集装置からの操作により変更可能とする。 |
| 伝送間隔 | 緊急時：2 分間隔 |
| 伝送間隔切替 | 予め設定された線量率を超過した場合、自動的に伝送間隔が2分間隔（緊急時）に切替られること。
また、データ収集サーバーからの操作による切替も可能であること。 |
| 伝送データ | 線量率（2分値）、機器番号、日時及び警報データ |
| 伝送データ形式 | CSV 形式 |
| データの再送 | 回線に接続できなかつた場合は、回線接続復旧後、未送信データを順次再送できること。 |

	データの保存容量	2分値で1箇月間以上のデータが保存できること。また、保存データ数を越えた場合は、古いデータに上書きすること。
	保存データ	「伝送データ」項と同じ
	GPS	電源投入時に自動取得
	時刻補正機能	1日1回GPSにより自動補正
	調整中識別機能	「調整中」スイッチが有り、点検時の照射試験データの誤伝送防止が可能であること。
ウ	電源部	
	供給電源	AC100V±15V、バッテリーユニット バッテリーユニットを経由したAC100V商用電源による供給を基本とし、商用電源切断時にバッテリーユニットからの供給へ自動的に切り替わるものとする。
	消費電力	可能な限り消費電力を抑えること。
	接続	電源は、電柱から引き込んだ引込線から受電すること。なお、引込線は引込柱を経由して機器と接続すること。
エ	引込柱	
	高さ	電柱から引込線で受電するに足る地上高さを確保していること。
	材質	防錆加工を施すものとする。
	中継用ポール	電柱と引込柱の間の距離が遠い場所については、必要に応じて中継用のポールを設置すること。
	その他	引込柱に防火筐体及びバッテリーユニットを設置することも可能とする。 引込柱及び中継用のポールの設置については、県及び関係機関と協議を行うこと。
オ	外部記憶媒体	
	外部データ保存	外部記憶媒体(USBメモリ、CFカード又はSDカード)へ「伝送データ」項と同じデータを保存できること。
カ	防水筐体	
	収納機器	簡易型線量計、データ伝送装置、地上携帯端末(FOMA又はこれと同等の地上携帯回線に係るもの) ただし、地上携帯端末用アンテナ、スイッチ、コネクタ等、外部に設置が必要なものについては、可能な限り小さくし、必要な防水等対策を施した上で設置すること。
	防塵・防水対策	IP44相当以上
	構造	検出部の測定中心が地上から1.8mの高さに設置できること。また、開口部は施錠ができる構造とすること。
キ	バッテリーユニット	
	使用時間	データ伝送間隔を2分とした場合に7日間以上。
	充放電コントローラ	過放電防止機能、過充電防止機能及び充放電コントロール機能(バッテリーが一定レベルまで充電されると本体へ自動的に給電可能)
	防塵・防水対策	IP44相当以上の防水筐体に収納すること。 防水筐体は簡易型電子線量計に固定され、開口部は施錠ができる構造とすること。
	残量表示	内蔵インジゲータによる表示
ク	設置台	
	仕様	コンクリート製
	面積	2,000mm×2,000mm以内

(2) データ収集サーバー

ア ソフトウェア

収集方式
通信回線

FTP によるファイル転送

(1)イにより送信されたデータを受信するために必要な通信設備を使用すること。

なお、通信は n : n 通信（簡易型電子線量計 20 台 : データ収集サーバー 2 台）とすること。

収集測定台数

簡易型電子線量計 50 台以上

収集周期

(1)イの伝送間隔に同期

伝送間隔の変更

(1)イの伝送間隔を切り替えるための信号を全ての簡易型電子線量計に一斉に発信できること。

収集データ

(1)イの「伝送データ」項と同じ

処理内容

リアルタイム表示（線量率、表示更新は伝送間隔による）

レポート表示（日報、月報、年報及び任意期間（2 分単位で設定可能）報）

トレンド表示

マップ表示（地図上に線量率データを表示）

CSV ファイル出力

印刷内容

測定結果一覧、レポート、トレンドグラフ、マップ

外部出力

CSV 形式（FTP-PUT）

データ保存

収集データを 2 年以上データベースに蓄積すること。また、データベースに蓄積した過去のデータを外部記憶媒体に保存できること。

ラミセスへの出力

線量率等のデータをラミセスへ出力する機能を有すること。なお、データ出力に必要な LAN ケーブル、ファイアウォール等は本業務の受注者が整備すること。

その他

簡易型電子線量計を増設した場合、増設した簡易型電子線量計の伝送データを収集できること。

イ ハードウェア

OS

Windows7 professional 64bit 相当以上

CPU

Core i5 2.2GHz 相当以上

メモリ

8GB 以上

HDD

RAID1 とし、HDD 1 台の容量は 250GB 以上とすること。

耐久性

24 時間連続稼働対応（高耐久性）

ポート

LAN ポート及び(1)エの外部記憶媒体を読み込むためのポートを有すること。

その他

ホットスワップ対応であること。

ウ 無停電電源装置

定格電圧

100V 及びデータ収集サーバーの電圧に対応していること。

運転方式

商用同期常時インバータ給電方式

保持容量

停電時、データ収集サーバーの電源を 5 分間以上保持するのに十分な給電能力を有すること。

簡易型電子線量計設置地点一覧表

地 域	地 点 名	住 所	
東 通 村	上田代、下田代	田代多目的集会施設	東通村大字砂子又字大川目 26-1
	猿ヶ森	旧猿ヶ森小学校	東通村大字猿ヶ森字猿ヶ森 8-1
	野牛	旧野牛小学校	東通村大字野牛字大橋 13-1
	袈部、岩屋	旧袈部第二取水場	東通村大字岩屋字田畑 52-1
	尻屋	旧尻屋幼稚園	東通村大字尻屋字念仏間 37-1
	砂子又	砂子又地区多目的集会施設 「ふれあいの館」	東通村大字砂子又字川原 8
	鹿橋、石持	鹿橋集会所	東通村大字蒲野沢字鹿橋山 2-13
	上田屋、下田屋	上田屋地区共同墓地	東通村大字田屋字上田屋 42 番地 1
	向野、目名	向野ふれあいセンター	東通村大字目名字向野 35-1
	大利、早掛平	大利地区多目的集会施設 「ふるさと伝承館」	東通村大字大利字冷水 5-2
	石蔵平、一里小屋、豊栄	一里小屋婦人ホーム	東通村大字田屋字館古横道 32-8
	六ヶ所村	石川	石川集会所
出戸		六ヶ所村地域交流ホーム	六ヶ所村大字出戸字棚沢 130-20
横 浜 町	向沢、松栄	松栄婦人ホーム	横浜町明神平 361-3
	烏帽子平、雲雀平	烏帽子平自然の家	横浜町明神平 183
	向平	向平屯所（第一分団第四部）	横浜町向平 186-1
	桧木、大豆田	旧大豆田小学校	横浜町字家ノ前川目 30-3
	鶏沢、有畑	旧有畑小学校	横浜町字苗代川目 14
	浜田	浜田共同墓地（浜田阿弥陀堂）	横浜町字浜田 32-2
野辺地町	目ノ越	目ノ越地区農産物加工等集会施設	野辺地町字向田 328-3

データ収集サーバー設置地点一覧表

地 点 名	住 所
青森県原子力センター	六ヶ所村大字倉内字笹崎 400-1
青森県環境保健センター	青森市東造道 1-1-1